

仙台市土地利用審査会条例

昭和六三年一月二〇日

仙台市条例第一二五号

(趣旨)

第一条 この条例は、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第四十四条及び第三十九条第十項の規定に基づき、仙台市土地利用審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第四条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第十二条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に関する確認については、委員の総数の過半数をもって決する。

(平二七、三・改正)

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平二七、三・改正)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。